

## 第36回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年8月1日（水）16:35～17:08

2．場所：8号館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、原英史

4．議事概要：

司会 それでは、時間になりましたので、第36回規制改革推進会議後の記者会見を開催したいと思います。

それでは、大田議長、よろしくお願いいたします。

大田議長 暑い中、ありがとうございます。

本日の規制改革推進会議の議題は2つです。

1つは、電波制度改革に関する意見を取りまとめました。もう一つは、9月に「規制改革ホットライン」集中受付をいたしますので、それについて審議いたしました。

まず電波制度改革に関する意見について、お話しいたします。昨年末の第2次答申で電波の有効利用のための規制改革を取りまとめました。これを受けて、総務省では「電波有効利用成長戦略懇談会」を開催されまして、ことし7月9日に報告書案が公表されました。

規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループでは、7月17日に総務省を呼んでヒアリングを行いました。私どもの答申の内容について精力的に御議論いただいておりますけれども、答申に沿っていない点、また不十分な点が幾つか見受けられましたので、それらの点を中心にしまして、今回、意見書を取りまとめたという次第です。

意見書の中身について投資等ワーキング・グループの原座長から御説明をいたします。

原座長 原でございます。よろしくお願いいたします。

まず電波についての第2次答申は、昨年11月にまとめました。4つの柱で改革案をまとめております。今回の意見書では、基本的にその2次答申の項目に沿って記載しておりますのでこの項目に相当いたしますが、まず1点目が「見える化」です。電波の割当状況や利用状況が日本ではブラックボックス状態になっているところが相当程度あります。これを解消して「見える化」をするというのが1つ目の柱。

2つ目に、帯域の確保です。「見える化」をした上で、有効に電波が利用されていない帯域を返上する、移行する、共用するといったのが2つ目の柱です。

3点目に、割当手法の抜本的な見直し。

4点目に、電波利用料の見直しという4つの柱で昨年の第2次答申をまとめたわけでございます。

意見書に入る前に2次答申の話を少しいたします。2次答申に至るまでの議論、主にこ

の投資等ワーキング・グループで議論いたしましたでしたが、とりわけ、今の4つの柱のうち、割当手法をめぐる議論が難航いたしました。かねてよりオークションについて、議論があります。オークションに関しては、電波の有効利用の観点で適切な方策であるとの議論がある一方で、慎重論の立場からは、設備投資がおくれる、利用料金が上がる、安全保障上の問題が生じるなどのデメリットの指摘がありました。

諸外国では、日本を除く全てのOECD加盟国で既に何らかの形で価格競争の仕組みが導入されています。各国ではこうしたデメリットを解消するために、純粹に価格競争だけで決めるのではなく、ほかの条件や要素も含めるといった方策がとられているとの指摘も、私たちのワーキング・グループでさまざまなお話を聞く中でいただきました。

こうした議論を経て昨年の第2次答申ですが、従来の比較審査の方式に加えて、価格競争の要素を含む新たな総合評価の方式を導入する。これは平成30年度中に法案提出ということになっています。また一方で、競り上げによるオークションは引き続き検討といった改革案をまとめたわけでございます。

この割当手法の問題も含めまして、我が国では電波制度改革に関しては諸外国から相当程度出してくれたと認識をしております。これは結果的には幸いなことだった面もあるかと思えます。諸外国での割当手法に関してよい面もあれば悪い面もあったということが言われます。こうした成功と失敗を全て踏まえて最適な制度設計をこれからやっていけないかという議論を昨年し、2次答申をまとめたわけでございます。

先ほども御紹介がございましたけれども、その後、総務省でこれを踏まえた検討がスタートいたしました。これが「電波有効利用成長戦略懇談会」でございます。先月、7月9日に報告書案が公表されて、現在、パブリックコメントの募集中でございます。

2次答申、また、それを受けての規制改革実施計画の中で、この電波に関する多くの項目については平成30年夏までに結論を出すなどのスケジュールを切って検討をお願いしていたわけでございます。

この懇談会での7月までの議論でございますが、多くの項目について大変真摯にしっかりと御議論、御検討をいただいたと思っております。これは大変ありがたいことだと思っております。ただ、幾つか、今、議長からもお話がありましたように、必ずしも答申に沿っていない点、また、不十分な点があったわけであります。

残念ながら、昨年、私たちが規制改革推進会議でやっていた議論と同じレベルの議論にとどまっているのではないかとと思われるようなところもございました。例えば先ほどの割当手法の問題でございますが、報告書案でこんな議論があったという紹介がなされていますが、例えば設備投資が抑制されることのないように制度をつくらないといけないとか、また、放送用周波数の割当てについては価格競争になじまないなどの御意見があり、検討がなされてきたという経過が記されています。

こうした御意見はあろうかと思えますけれども、私たちが昨年の答申で求めていましたのは、その先の議論だと思っております。つまり、諸外国での成功、失敗を全て踏まえて、

我が国で最適な制度設計をどうやっていくのかという検討を求めていたわけでございます。公開されている資料を一通り、もちろん目を通しておりますし、先ほどもお話があった先月の17日の投資等ワーキング・グループでも、電波部長さんほかからお話を伺いました。残念ながら、こうした諸外国の成功と失敗といったことも含めた調査と分析に基づく制度設計の議論がまだまだ不十分であるところが少なくないように思いました。そこで、今回、引き続き議論をしっかりとお願いしたいということで意見書をまとめたわけでございます。

お配りをしております資料1に基づいて、長くなってしまいますけれども、御説明したいと思います。

最初のところは7月9日の報告書案に基づいて意見、さらに検討を行うべきということでもあります。

個別の項目ですが、1点目「公共部門の割当て・利用状況の『見える化』」です。

この公共部門と言っておりますのは警察や消防、自衛隊などが公共部門であります。日本の場合、こうした行政機関の周波数割当状況、利用状況が相当程度包括的に不公表にされています。一方で、特に米国や英国などを見ますと、より幅広く開示がなされているということです。これも昨年もずっと私たちが議論した点ですが、答申では、海外の事例を参考に、より積極的に公表することの検討をお願いしていたわけでございます。

総務省さんの懇談会の報告書案ですが、現在、全ての項目が不公表とされている情報について、一定程度公表するという結論を出していただきました。意見書の中で5項目と言って挙げていますけれども、報告書の中の5項目を一応挙げますと、免許人の名称、無線局の種別、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的です。正確にごらんになりたい方は総務省の報告書案、7月9日に出されているものの95ページに出ていますので、ごらんいただければと思います。

こういった5項目について公表するという方向での検討がなされています。しかし、米国、英国でなされている情報開示と比べますと、これも報告書案を見ても明らかなのですが、まだまだ不十分な点があるわけでありまして。したがって、より詳細な情報開示を検討いただきたい、進めるべきであるというのが今回、私たちが出している意見です。これが1点目です。

2つ目「帯域確保に向けた対応」であります。

この帯域確保の中に幾つか項目がありますが、1つ目の点、周波数の返上を円滑に行うための仕組みというのをこの第2次答申の中で求めていました。必ずしも有効に利用されていない周波数を返上してもらうという仕組みです。2次答申の中では2つに項目を分けて決定をしております。まず携帯電話事業者については特定基地局の開設計画というのがあります。この開設計画の認定期間が終了するときに周波数を返上してもらう仕組みをきっちりとつくってくださいというのが1つ目。もう一つは、携帯電話事業者以外も含めた、より包括的な返上の仕組みについても検討してください、という2つを求めていたわけでございます。

今回の総務省さんの報告書案ですが、携帯電話事業者さんについての返上の仕組み、先ほど2つ申し上げた1点目のほうです。1つ目については、是正勧告、返上の措置を講じるということで、相当程度、きちんと検討いただきました。一方で、携帯電話事業者以外の帯域についての包括的な返上の仕組みについては、残念ながら十分な検討をいただけていないということでもあります。

従来からなされていたPDCAのサイクルを回して、十分使われていないときには次の更新の割当てのときに割当てをしないとといったことが報告書案には記載をされています。前回、投資等ワーキング・グループで伺ったときにもそういったお話でしたが、これは従来からなされていることでありまして、昨年出した第2次答申では、こういった現在なされている通常のPDCAサイクルを回すということは超えて、包括的な返上の仕組みを設けてくださいというお願いをしていたわけでありまして、この点については十分なまだ検討がなされていませんので、携帯電話事業者以外の返上の仕組みについても早急に検討いただきたいというのが1つ目の点であります。

2つ目に、新しい周波数ニーズに対応するために、特にこれから5Gあるいはその先のSociety5.0に向けた新たな周波数ニーズがどんどん出てくるわけですが、そういったニーズに対応するために周波数確保の目標を設定するというのを第2次答申の中に入れてあります。第2次答申の中では、公共部門、民間部門からの周波数からどの程度再編するのか、共用に出すのか。この確保目標を含めて目標設定いただきたいというお願いをしておりまして、今回の報告書案の中で全体の目標設定はいただいておりますが、公共部門、民間部門別に目標の設定はまだ御議論いただけておりませんので、ここは引き続き検討いただきたいというのが2つ目の点であります。

3点目、周波数移行を促すインセンティブの仕組みということでもあります。移行するために従来の仕組みで終了促進措置というのがあって、移行していただくときに移行費用を支払って移行していただくという仕組みがございますが、より移行を円滑にするために、移行時期によるインセンティブを設ける、段階的にインセンティブを設定するという議論を昨年、第2次答申の中でしてございました。

例えば、早く移行すればより高い金額が得られるといったような仕組みを設けることによって、段階的に設定することによって、より早期に移行していただく。より有効利用が早期に円滑に進むようにすることを検討いただいたらどうかというのが第2次答申でございましたが、この部分については、今回の報告書案の中身は関係者から意向を聞いたところ、そういったニーズは余りないということで御検討をいただいております。

これはほかの項目でも当てはまることなのですが、関係者が求めていないのでやらないということでは、私たちは不十分だと思っております。私たちはこういった一連の制度改革に関して、電波の有効利用の観点からこういった制度設計が最適なのかを検討いただきたいというお願いをしてきたわけですが、したがって、関係者さんが必ずしも求めていないからやらないというのではなく、電波の有効利用の観点でこういった制度設計が

最適なのか、諸外国の事例なども踏まえて早急に検討いただきたいというのが私たちの意見であります。

帯域の確保に関しては、その下のところに公共安全LTEというのを挙げております。帯域の確保に関して、特に伝統的に割り当てられてきた公共部門の周波数のより有効な活用を図る必要があります。それぞれの行政機関、先ほど警察、消防、自衛隊などの話をしましたけれども、こういった機関がそれぞれに周波数を割り当てられて運用するのではなく、公共安全LTEといった形でまとめて一括して運用する方式が各国では導入されつつあります。

こういった公共安全LTEの導入を私たちは求めてきていたわけですが、総務省さんでも、ここの部分については相当程度しっかりと取り組んでいただいていると思っております。ただ、これは大変重要な項目でございますので、報告書案の方向に沿って引き続き推進を加速いただきたいという意見を掲げております。

以上が2つ目の柱です。

3つ目の柱でございますが、割当手法、割当制度の見直しであります。

周波数の割当手法は、先ほどお話しいたしました。割当手法の見直しに伴って二次取引の問題もあります。要するに、一旦割り当てられた帯域を賃貸借してほかの人に使うといったのが二次取引でございます。先ほど価格競争の仕組みは諸外国、どこでも導入されているという話をいたしました。二次取引についても多くの国で導入されている。したがって、我が国においても電波の有効利用の観点で、ぜひ検討すべきではないかという議論をしてまいりました。

この割当手法の見直し、また二次取引であります。ここも残念ながら関係者からの御意見を聞き、余りニーズがないといった検討にとどまっています。電波の有効利用の観点で、各国で導入してみてどの程度の効果があったのか、どういった問題があったのか。それらを踏まえて、我が国でどういった制度設計が最適なのかという調査、分析、検討が十分にはなされていないというように認識をいたしました。したがって、諸外国の先行事例なども踏まえて早急に十分な検討を行っていただきたいというのが基本的な意見でございます。

2つ目の点のところ、もう少し細かく書いてありますけれども、経済的な価値を踏まえた価格競争の要素を含めたメカニズムを導入していただくというのが、割当手法に関する二次答申のポイントでございます。経済的な価値を踏まえた金額の設計の仕方次第では、価格競争が実質的には余り意味を持たないような、制度改革の趣旨を没却するような制度にもなりかねないと考えております。今回の報告書案では、こういった制度設計についても、まだ十分に踏み込んだ議論はなされていません。価格競争の評価が主たる要素になることを明確にして競争促進、新規参入促進、こういった観点も含め、具体的な方針をさらに検討いただきたいと思っております。

また、新たな割当手法により割当てを受けた事業者が複数年にわたって分納するといっ

た仕組みも挙げられていますが、こういった場合には政府が事業者から徴収すべき財産を確実に保全される方式もとらないといけないかと思えます。これらを含め、諸外国の成功と失敗、しっかりと調査、分析して検討いただきたいということでございます。

割当手法についての3つ目の点で、IoTなど無線を使ったビジネスの拡大に合わせた免許不要局の問題について挙げています。免許不要局はWiFiなど免許を取らずに電波を利用する方式でございますが、これについて、登録や届け出を求めて、よりきちんと管理をする方向の議論も今回の懇談会の中でなされています。まだこれは詳細を詰め切られた話ではありませんけれども、内容次第では参入の阻害要因にもなり得る問題かと思っております。こういった需要調整ではなく、一方で、免許不要帯域を拡大して、できるだけこういった新しいビジネスがしやすくするといった検討も必要なかと思っております。ここも引き続き検討いただければと思っております。

以上が割当手法の問題です。

4つ目の柱で電波利用料の問題であります。

電波利用料に関しては、第2次答申の中で何を言っていたかといいますと、幾つかの項目を挙げておりました、1つは負担の適正化の問題です。これは答申の中でも言っておりましたが、携帯電話事業者と放送事業者の間で、特性係数で2倍の差がある。帯域幅当たりの利用料の料額で言うと約4倍の差があるといった問題を指摘して、負担の適正化をすべきではないかといった議論をしておりました。また、利用料の使途の見直し。真に必要な事業に絞り込む一方で、例えば利用状況を調査する。実際に電波が出ているかどうか、発射状況を調査するといったことを含めてしっかりと調べるようなことにはきちんとお金を使っていくべきではないか。使途の見直しとの項目を挙げておりました。

電波利用料に関しては、先ほどの特性係数の見直しとあわせて、経済的な価値に基づく電波利用料の設定。これは例えばイギリスではAIPなど、経済的な価値に基づく電波利用料を設定する方式が導入されています。昨年、2次答申に至る議論の中でも、そういった各国の制度例を参考に、経済的な価値に基づく電波利用料の設計をもっと検討されたらよろしいのではないのかとの指摘をしていたわけでありました。

今回、この電波利用料の部分に関して、まず特性係数については、総務省さんの懇談会の検討の中でも方向性を出して負担の適正化を図る方向で報告書案がまとめられています。この部分は結構なのでありますが、一方で、より抜本的な見直し、経済的な価値に基づく利用料の設計に関しては、まだ十分な検討がなされていないと思っております。

この点は第2次答申のスケジュール設定の中でも平成30年の夏までというスケジュール設定にはなっていないで、引き続き継続的に検討いただく。平成29年度以降、継続的な検討となっている項目ではありますが、一方で、割当手法の設計とあわせて検討すべき問題でもあります。また、平成30年夏までに結論となっていないからといって、今、検討しないでもいいですということではもちろんありません。当然、今、既に検討がなされているはずであり、継続的に検討していくべき課題ということでございますので、これはぜひ早急

に引き続き検討して行ってほしいというのが1点目の意見であります。

電波利用料の用途、使い道の問題ですが、電波利用料の用途の問題ともう一つ、先ほどの割当手法の見直しに伴って価格競争で金額を入札しますので、その新しい割当手法によっても新たな収入が生じることになりますが、こういった収入について、新たな用途で使っていくことは当然やるべきだと思っています。先ほど申し上げた電波の発射状況調査とか、本当に必要なやるべき課題がありますので、こういったことには使っていていただければいいのですが、一方で、これまでの電波利用料の使い道をもみても、必要性が乏しい支出に充てられているのではないかと指摘もございました。これは過去の行政事業レビューでも指摘をされていますし、二次答申の前に昨年のワーキング・グループでも、行政事業レビューでまさにそういった検討をしているというお話を伺ってありました。

利用料、加えて新しい割当手法でさらなる新たな収入も出てくる中で、必要性の乏しいところに何か新しい収入が入ったから使ってしまうおうというようなことになってはもちろんいけないわけでありまして、したがって、真に必要な用途、使い道に絞り込んで、一方で、本当に必要なものについてはきっちりと拡充していくことをぜひ引き続き検討いただきたいというのが最後のポイントであります。

以上でございます。

大田議長 これに関しての本会議での議論ですが、まず、割当手法に価格競争の要素を入れたときに設備投資がおくれるという指摘については、海外事例などを研究することで解決し得るという認識で答申がなされているが、今回の報告でそういう議論はなされたのかという質問があり、原座長から、今の御説明にもありましたように、まだ海外の事例の検討は不十分であるという回答がありました。

別の質問として、当面は5Gに向けてのR & Dや設備投資を各社、一生懸命やるわけですが、その中で国全体として国際競争力をどう高めていくのかという大きい絵が必要になるが、それについてはどうかと。原座長からは、総務省の懇談会につくられている成長戦略WGで議論がなされているという回答でした。

また、原座長からの御説明にもありましたように、割当手法に関して、海外の成功例、失敗例、それを踏まえて最適なやり方を調査するという点は今回の総務省の報告では不十分ですが、30年度に法案を出すということですので、今後、ワーキング・グループでフォローアップをしっかりとってほしいという意見も出されました。

以上が電波制度改革に関する意見です。

もう一つの案件であります「規制改革ホットライン」集中受付について。資料にありますように、9月1日から30日を集中受付期間といたします。昨年も同じ期間にやっております、昨年は248件のホットライン要望が寄せられております。これについては、集中受付を実施するという点で異論はありませんでした。

ホットラインが多数寄せられますが、マンパワーから言ってもなかなか全部扱い切れないという問題があります。しかし、ホットラインは非常に重要ですので、委員からは、取

り組み方や発信の仕方について、一段の工夫が必要であるという意見が出されました。

私からは以上です。

司会 それでは、質問を受け付けたいと思います。挙手の上、指名いたしますので、指名された方は御所属を明らかにした上で質問してください。

どうぞ。

記者 電波制度改革に関する意見の資料1なのですが、これはきょう、こういうような形で、会議でまとめられたと思うのですが、これを総務省の誰かに提出するような形になるのですか。意見というようにまとめて紙を渡したりするのか、ただ会議としてこういうような意見をまとめましたという報告をするのか、どういうような形で今後されるのでしょうか。

大田議長 意見書を答申のように手渡しというようなことはいたしません。当然、関係省庁はこれを受けとめて、それをもとに検討するということになります。今回は、総務省にこの意見書を受けとめていただいて、これについての総務省の見解や取り組みを追ってフォローアップするということになります。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 今の質問と関連するのですけれども、この意見というのは法的、制度的にどういった位置づけのものですか。要するに強制力を持ったようなものなのか、規制改革の一連の流れの中でどういう位置づけのものなのでしょうか。

大田議長 強制力は、もちろん持ちません。私どもが答申を出し、それが実施計画として閣議決定されて初めてその実施に向けて動き出します。意見書は、その過程で規制改革会議として意見をしっかりと書面として提示するというものです。文字どおりの意見書です。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 こういった形で意見書を出すというのは随時されていると思うのですけれども、答申で出たものについてフォローしていく過程で意見書を出すというのは余り過去にはないようなのですが、今回、懇談会の報告書、不十分なところがあるから出したということなのですが、改めて意見書をこのタイミングで出したことについて。

大田議長 意見書は幾つものパターンがあります。先日も、すでに答申で出した民泊について、民泊新法が6月にスタートしてみると手続がオンラインで完了しないといった問題がありましたので、意見書を出しました。以前に厚生労働省の支払基金改革についても、答申後に意見書を出しています。したがって、答申に向けての過程で出す意見書もありますが、答申後のフォローアップの過程で出す意見書もあります。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 今回の意見を出されて、それに対するフォローアップというか、その後、またヒアリングなどをするのか、そういったこと、何かこの先のフォローアップの具体的なスケジュールみたいなものがあれば教えてください。



原座長 総務省さんで今、この報告書案を出して、先ほど申し上げたようにパブリックコメントの募集中ですので、近いうちに報告書をまずまとめられるのだらうと思います。閣議決定上も平成30年の夏までに結論を出していただく項目が幾つもございます。なので、私たちとしては、まず平成30年、夏の終わりまで大分時間がございますので、その間に不十分な点についてはしっかりと検討を深めていただくように引き続きフォローアップを行います。会議がどこのタイミングになるのかはまだこれから調整をいたしますけれども、そういった検討をやっていくということであります。

ついでにその先まで申し上げますと、その先にさらに年度内の法案提出に向けてのさらなる詳細な制度設計がございますので、そこに向けても引き続きフォローアップはやっていくということになります。

司会 よろしいでしょうか。

それでは、記者会見を終了したいと思います。どうもありがとうございました。